

議案第 17 号

飯能市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

飯能市印鑑条例（昭和 57 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、第5条の規定により印鑑の登録をする場合は、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、第5条の規定により印鑑の登録をする場合は、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>男女の別</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>